

2010年3月29日

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の改正

1. 第13条の改正

[現行規則]

**第13条（提出部数・提出先）**

当事者が日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルに提出する書類は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数（仲裁人を1名とすることが決まっていな限り3名とする。）と被申立人の数に2を加えた部数とする。ただし、本規則に別段の定めがある場合はそれによることとする。

[改正規則]

**第13条（提出部数・提出先）**

当事者が日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルに提出する書類は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数（仲裁人を1名とすることが決まっていな限り3名とする。）と相手方の数に2を加えた部数とする。ただし、本規則に別段の定めがある場合はそれによることとする。

[改正理由]

両当事者が、紙を媒体とする書類を提出することが可能である。そのため、申立人が書類を提出する場合は、仲裁人の数と被申立人の数に2を加えた部数とするが、一方で被申立人が書類を提出する場合は、仲裁人の数と申立人の数に2を加えた部数とするのが妥当であり、そのため、「相手方」という表記に改正するという趣旨である。

## 2. 第 15 条の改正

### [現行規則]

#### 第 15 条（申立ての期限）

仲裁の申立ては、申立ての対象となっている決定がされた日から 14 日以内に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、申立人の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。

### [改正規則]

#### 第 15 条（申立ての期限）

1 仲裁の申立ては、申立ての対象となっている決定がされた日から 21 日以内に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、申立人の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、世界ドーピング防止機構による仲裁の申立ては、申立ての対象となっている決定がされた日から 42 日以内、又は、世界ドーピング防止機構がその決定に関する完全な書類を受け取ってから 21 日以内に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、世界ドーピング防止機構の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。

### [改正理由]

実際のドーピング紛争仲裁の経験上、仲裁申立てについて、決定から 14 日以内の期間制限は当事者及びその代理人にとって困難を強いることもあることが判明したことから、CAS の仲裁規則 R49 条において「21 日」と定められていることに鑑み、第 1 項に定める期間を 21 日に変更するものである。

第 2 項の新設は、「日本ドーピング防止規程」の 13.2.3 項の定めを JSAA のドーピング紛争仲裁規則に反映させ、一般に分かりやすくすることを目的とするものである。すなわち、同規定は WADA の申立期限について、「当該事件における他の当事者が不服申立てをすることができる最終日から 21 日後（すなわち貴機構のドーピング仲裁規則の期限にさらに 21 日間の猶予を付与したもの）」又は「WADA が決定に関する完全な書類を受け取ってから 21 日後」とすると定めており、同じことをこちらにも規定しておくという趣旨である。

## 3. 第 16 条の改正

### [現行規則]

#### 第 16 条（仲裁の申立て）

1 この規則による仲裁を申立てようとする者は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。

- (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること
- (2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所
- (3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所
- (4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先(書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)
- (5) 申立ての対象となる決定の特定
- (6) 請求の趣旨(求める救済内容)
- (7) 必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求及びその具体的な理由
- (8) 紛争の概要
- (9) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法

2 代理人によって…

3 申立人は、…

4 仲裁申立書が…

[改正規則]

第 16 条 (仲裁の申立て)

1 この規則による仲裁を申立てようとする者は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。

- (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること
- (2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所
- (3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所
- (4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先(書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)
- (5) 申立ての対象となる決定の特定
- (6) 請求の趣旨(求める救済内容)
- (7) 必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求及びその具体的な理由

((8)、(9)を削除。)

2 申立人は、申立期限満了から 10 日以内に、次に掲げる事項を記載した申立趣意書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。

- (1) 紛争の概要
- (2) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法

3 申立趣意書の提出を怠った場合には、申立ては取下げられたものとみなされる。

- |            |
|------------|
| 4 代理人によって… |
| 5 申立人は、…   |
| 6 仲裁申立書が…  |

[改正理由]

CAS の仲裁規則 R48 条によれば、21 日間の期限内に提出しなければならない申立書の記載事項に「紛争の概要」や「請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法」はなく、R51 条に定める「上訴趣意書」(これは上訴期間満了から 10 日以内に提出しなければならない。)において、「上訴に至った事実及び法的主張」を「依拠することを予定しているすべての証拠を特定した目録」を提出することと定められていることに倣い、「紛争の概要」及び「請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法」の提出期限を申立期間満了から 10 日以内でよいこととするものである。

4. 第 17 条の改正

[現行規定]

第 17 条 (仲裁申立ての受理及び通知)

1 日本スポーツ仲裁機構は、前条第 1 項から第 2 項までの規定に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意の存在の確認、及びドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金の納付の確認の後、申立を受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しを添付する。

(以下、省略)

[改正規則]

第 17 条 (仲裁申立ての受理及び通知)

1 日本スポーツ仲裁機構は、前条第 1 項及び第 2 項の規定に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意の存在の確認、及びドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金の納付の確認の後、申立を受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しを添付する。

(以下、省略)

[改正理由]

単純な語句の訂正である。

5. 第 18 条の改正

[現行規定]

第 18 条（答弁）

1 被申立人は、第 17 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から可能な限り早く、遅くとも 10 日間以内に、次に掲げる事項を記載した答弁書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。

（以下、省略）

[改正規則]

第 18 条（答弁）

1 被申立人は、第 17 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から可能な限り早く、遅くとも 20 日以内に、次に掲げる事項を記載した答弁書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。

（以下、省略）

[改正理由]

第 1 項 第 15 条第 1 項の改正理由と同じである(なお、CAS の仲裁規則 R55 条では答弁書提出期間は「20 日以内」と定められている。)

6. 第 20 条の改正

[現行規則]

第 20 条（仲裁申立ての取下げ）

1 申立人は、第 17 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から 1 週間以内に限り、単独で仲裁申立てを取下げることができる。

（第 2 項以下、省略）

[改正規則]

1 申立人は、第 17 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から 10 日以内に限り、単独で仲裁申立てを取下げることができる。

（第 2 項以下、省略）

[改正理由]

第 16 条第 1 項の改正及び同条第 2 項及び第 3 項の新設に対応する改正である。すなわち、16

条第2項及び第3項によれば、申立期限満了から10日以内に申立趣意書の提出を義務付け、その不提出は取下げとみなされるとすることに対応し、単独での申立ての取下げ期間も10日以内とするものである。

#### 7. 第26条3項の改正

[現行規則]

##### 第26条（仲裁人の選定通知）

- 3 前項の場合、日本スポーツ仲裁機構は、第23条第6項に従いその合理性を判断の後、仲裁人の選定を認める場合には、遅滞なく相手方当事者及びすでに選定されている仲裁人に、その者の氏名ならびに職業を通知する。仲裁人の選定を認めない場合にはその旨を通知する書面を仲裁人選定通知書を提出した当事者に送付する。

[改正規則]

##### 第26条（仲裁人の選定通知）

- 3 前項の場合、日本スポーツ仲裁機構は、第23条第5項に従いその合理性を判断の後、仲裁人の選定を認める場合には、遅滞なく相手方当事者及びすでに選定されている仲裁人に、その者の氏名ならびに職業を通知する。仲裁人の選定を認めない場合にはその旨を通知する書面を仲裁人選定通知書を提出した当事者に送付する。

[改正理由]

条項番号の引用ミスである。

#### 8. 附則

1. この規則は、2010年4月1日から施行する。

[改正理由]

以上、1から8の改正の施行日を2010年度からとするものである。